

# 「浄化槽研究」投稿規程

公益財団法人日本環境教育センター  
2025年4月最終改正

## 1. 投稿者の資格

本誌への投稿者は、浄化槽技術研究会会員（賛助会員に所属する者を含む）をはじめ、浄化槽並びに水環境分野の研究者・技術者等とする。

## 2. 原稿の種類

投稿原稿は、浄化槽および水環境分野に関する論文、ノート、調査報告、総説、資料で未発表のものとする。

- (1) 論文：独創的な内容で、価値ある結論、あるいは事実を含むもの。
- (2) ノート：断片的な研究ではあるが、新しい事実や価値あるデータを含むもの。
- (3) 調査報告：フィールド調査等の報告で、実務的に有用な事実を含むもの。
- (4) 業務報告：浄化槽整備における取り組みや新しい維持管理方法や改善実施事例の実施結果等の結果報告。
- (5) 総説：専門分野の現況、今日の問題点および将来の展望、並びに文献等。
- (6) 資料：調査資料など今後の研究・調査の進展に有用と思われるもの。

## 3. 原稿の書き方

- (1) 原稿の本文の用語は日本語、英語のいずれかとし、下表を参照して、概要・タイトル等の訳文を付する。

	送付表	表紙 <sup>※1</sup>	原稿本文			
			概要	本文	キーワード	概要訳文 <sup>※2</sup>
論文	○	○	○	○	○	○
ノート	○	○	○	○	○	
調査報告	○	○	○	○	○	
業務報告	○	○		○	○	
総説	○	○	○	○	○	
資料	○	○	○	○	○	

※ 1) 日本語・英語による題名・著者名・所属名を明記する。

※ 2) 概要訳文は、本文が日本語の場合は英語の Abstract、本文が英語の場合は日本語の概要を付する。

- (2) 原稿の書き方についての諸注意は、別紙「執筆要領」を参照する。
- (3) 査読後の受理原稿は「テキストファイル付き原稿」での提出を原則とするが、「完全版下原稿」での提出も認める。  
「完全版下原稿」の場合は、執筆要領および出力見本に従って、そのまま写真製版ができるように原稿を作成し、電子媒体を添付して提出する。  
「テキストファイル付き原稿」は、Microsoft Word 形式で「執筆要領」に従って原稿を作成し、図・写真は Microsoft PowerPoint・Excel、JPEG、EPS、TIFF 形式等とする）を添付して提出する。

## 4. 原稿の送付および受付

- (1) 原稿は、公益財団法人日本環境整備教育センター（以下「教育センター」という）情報・ITグループ宛に電子メール（原稿は Microsoft Word ファイル）で送付する。元原稿は著者の手元に保管し、修正を求められたときにはこれを修正する。

- (2) 教育センター情報・ITグループに到着した日をもって、その原稿の受付日とする。  
なお、原稿の提出に必要なものは、3. の(1)の表のとおりである。

## 5. 原稿の査読

- (1) 受付けた原稿は、浄化槽研究担当事務局（教育センター）が依頼した査読責任者及び査読者が査読する。  
(2) 査読責任者及び査読者は、教育センターが委嘱した専門家により構成する。  
(3) 査読責任者は、査読結果に基づき掲載の可否を決定する。  
(4) 査読の結果、原稿の内容に関して問題があると判断された場合、教育センター情報・ITグループはその旨を著者に伝え、修正を求める。  
(5) 修正を終えた原稿は、テキストファイル付き原稿として提出する。  
(6) 原則として、修正を求めた原稿が6か月以内に再提出されない場合には、再投稿扱いとする。

## 6. 原稿の受理

査読責任者が掲載可とした日をもって、その原稿の受理日とする。

## 7. 正原稿(受理原稿)の提出

- (1) 教育センター情報・ITグループより受理通知を受けとった後、著者はその指示に従い、3. および「執筆要綱」に従って原稿を作成し、教育センターに提出する。  
(2) 著者は事故に備えて原稿（図・表を含む）のコピー・データを手元に保管する。  
(3) 掲載後の原稿は返却しない。

## 8. 掲載

- (1) 受理原稿は、速やかに「浄化槽研究」誌上（「月刊浄化槽」と併冊）に掲載される。  
(2) 掲載にあたっては、原稿末尾に受付日と受理日を明記する。

## 9. 校正

- (1) 著者は、ゲラ刷りの校正を1回行う。  
(2) 著者は、ゲラ刷りを受取り後、指定期日までに返送する。返送が遅れた場合は、教育センター情報・ITグループの校正のみで校了にすることがある。なお、この時点では印刷上の誤り以外の字句修正、あるいは原稿になかった字句の挿入は認めない。

## 10. 別刷

- (1) 別刷は30部までは無料とし、それを超える場合は実費を支払う。  
(2) 30部以上を希望する場合は、50部単位で所定の申込書（受理通知と一緒に著者に送付する）により申し込む。  
(3) 申込書は、正原稿提出時に同封する。

## 11. 著作権

- (1) 著作権は、教育センターに帰属する。  
(2) 原稿の受理通知に同封する所定様式による著作権委譲書を提出しない場合は、掲載を認めない。  
(3) 第1著者の利用は、事前に許可申請を必要とする。第三者からの複製、転載許諾申請に対し、当センターが許諾することがある。

## 12. 原稿送付先

公益財団法人日本環境整備教育センター

情報・ITグループ 「浄化槽研究」担当係

〒130-0024 東京都墨田区菊川2丁目23番3号

Tel : 03-3635-4884 Fax : 03-3635-4886 E-mail : joho@jeces.or.jp